

1. 養護 Yogo

キーワード：養護教諭，養護訓導，学校教育法，国民学校令，一般養護，特別養護，健康保持，健康増進，保健体育審議会答申

定 義

養護とは，学校教育法第 28 条第 7 項において「養護教諭は，児童の養護をつかさどる」と規定されている養護教諭の職務を示す言葉であり，子どもの心身の健康の保持（健康管理）と増進（健康教育）によって，発育・発達の支援を行うすべての教育活動である。

解 説

学校教育法において，教諭は「児童の教育をつかさどる（第28条第6項）」とあり，養護教諭は「児童の養護をつかさどる（同条第7項）」と規定されていることから，養護とは養護教諭固有の役割であると捉えることができる。

養護という言葉は，養護教諭以外にも「養護学校」，「児童養護施設」，「要養護児童」，「養護老人ホーム」，「特別養護老人ホーム」など学校教育や社会福祉の分野で使われてきた。そのため，養護の概念¹⁾は目的・対象・機能という視点で広くとらえられてきた。しかしながら，法律で「養護」の専門家としての位置づけにあるのは養護教諭のみである²⁾。

わが国において，養護という言葉が使われ始めたのは，1890年頃のヘルバルト教育学による教育上の3方法（教授・訓練・養護）の提唱であった³⁾。この時，養護は「主に健康を保持増進させる働きのこと」と捉えられ，すべての教員の任務と考えられた。その後，身体検査の徹底などによって病弱・虚弱といった問題をもつ者への特別な援助＝特別養護＝が求められるようになり，専門的知識と技術を持つ特別な職員が行うべきものと考えられるようになった。これに対して，教員が担うべき従来の任務は一般養護と捉えられた。

1941年の国民学校令では，虚弱児等「特別養護の必要ありと認むる者のため」の学級をおく学校には必ず養護訓導を置かねばならないと定められ，「養護訓導ハ……児童ノ養護ヲ掌ル」と明記された。

このような経緯をふまえて，1972年の保健体育審議会答申において養護教諭の職務として「心身の健康に問題を持つ児童・生徒の個別の指導にあたり，また，健康な児童・生徒についても健康の増進に関する指導にあたる」，さらに「一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する」と指摘された。このことから，養護とは特別な配慮を要する子どもも含むすべての子どもたちの健康を保持増進する活動という解釈がなされるようになった。つまり，日常の教育活動を通して，すべての子どもたちの健康保持（健康管理）と健康増進（健康教育）を行う活動が“養護”であると捉えることができる。

なお，本学会は「日本養護教諭教育学会」の英語表記を考える中で「養護教諭」の英訳について検討し，Yogo teacher と表記することを2001年10月の総会で決議した。これは，「日本語の yogo をつかさどる teacher」という意味であり，「養護」を端的に示す英語が存在しないことから，敢えて日本に固有の養護教諭がもつ優れた独自性を世界に発信するという意図で決定したものである⁴⁾。

文 献

- 1) 大谷尚子：第1章 養護の概念，大谷他編著「養護学概論」第4版，20-29，東山書房，2004
- 2) 大谷尚子：わが国における「養護」という言葉の使われ方について，日本養護教諭教育学会誌，4(1)，2001
- 3) 杉浦守邦：養護教員の歴史，35，東山書房，1974
- 4) 理事会：日本養護教諭教育学会の英語表記に関する検討の経緯について，日本養護教諭教育学会誌，7(1)，97-98，2004

2. 養護学 Yogo science / Yogo science and art

キーワード：理論，知識，技術，学問体系，養護実践学，養護基礎学，救急養護学，養護教育学

定 義

養護学とは，養護教諭の実践を支える理論と知識と技術の体系である。

解 説

養護教諭の専門性を支える「学」に関する検討の始まりは，1978年に杉浦が提唱した救急養護学¹⁾と考えられる。これは，学校の保健室で養護教諭によって行われる救急処置には，「独自の理念」「独特の手順」「特別の内容」があるという考えのもと，それらを明らかにして学問的に体系づけようとした試みであった。

「養護学」という言葉が学会で用いられたのは，日本学校保健学会（1997年）における「養護活動を支える理論の構築に向けて」と題したシンポジウムである。ここで，養護教諭の活動（養護活動）の根拠となる学問体系（養護学）が必要であること，養護教諭の養成教育内容を充実させるための養護学の確立が急務であることが指摘された^{2) 3)}。さらに，本学会の第8回学術集会（2000年）において「養護学の確立をめざして」と題したシンポジウムが行われたが，養護学の体系化には至らなかった。

しかしながら，現在，養護教諭の養成カリキュラムを検討してきた日本教育大学協会全国養護部門研究委員会は，カリキュラムの新たな枠組みとして「養護基礎学」と「養護実践学」を包括した「養護学」を提案している⁴⁾。

また，1993年に大学院教育学研究科に養護教諭の専門領域である「養護教育専攻」が設置されたことに鑑み，養護教諭の実践から固有の理論を導き出すような「養護教育学」の提案もなされている⁵⁾。

養護学の構築には独自の方法論の検討が必要であるとの指摘⁶⁾もあり，養護教諭の実践の集積による実践科学としての養護学の確立にむけた検討が進められている。

文 献

- 1) 杉浦守邦：救急養護学序説，16-17，東山書房，1978
- 2) 堀内久美子，中安紀美子，中川勝子他：養護活動を支える理論の構築に向けて，学校保健研究，39(6)，498，1998
- 3) 大谷尚子：『養護』の原点と養護学の全体構想，第44回日本学校保健学会講演集，75-78，1997
- 4) 日本教育大学協会全国養護部門研究委員会：養護教諭養成におけるカリキュラムの改革に向けて，18，2000
- 5) 後藤ひとみ：養護教諭の実践を支える学問と養護教育学，日本養護教諭教育学会第14回学術集会抄録集，15-17，2006
- 6) 後藤ひとみ：養護学構築へのアプローチ—養護教諭固有の「方法論」の探究—，日本養護教諭教育学会，4(1)，8-9，2001

3. 養護教諭 Yogo teacher

キーワード：養護，教育職員，教育活動，発育発達支援，健康保持，健康増進，執務項目，職務内容，保健体育審議会答申，教育職員免許法

定 義

養護教諭とは，学校教育法で規定されている「養護をつかさどる」教育職員であり，日本養護教諭教育学会では，「養護教諭とは，学校におけるすべての教育活動を通して，ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である」（2003年度総会決議）と定めている。

解 説

学校教育法第 28 条第 7 項において「養護教諭は，児童の養護をつかさどる」と規定されており，この条項は同法第 40 条によって中学校，第 51 条第 1 項によって中等教育学校，第 51 条第 9 項によって高等学校に準用されることから，養護教諭は小学校・中学校・高等学校等において“児童・生徒の養護をつかさどる”教育職員であると言える。養護教諭の養成制度は教諭に比べて多様であるが，免許状の取得については教諭と同様に教育職員免許法で規定されている¹⁾。なお，学校教育法第 28 条第 12 項に養護助教諭が規定されているため，養護教諭・養護助教諭等を合わせて養護教員と呼称することがあるが，養護教員は養護教諭と同義であると考えて差し支えない。

養護教諭とは何かを明らかにするためには，その専門性，役割，機能，求められる能力などから捉えることができる。小倉は執務項目で捉えられていた養護教諭の役割を専門的機能で捉え，他の関連職種に代行できないユニークな専門性が教育保健（学校の機能である教育のための保健，教育の目的達成に資する保健）にあることを指摘した²⁾。

1972 年の保健体育審議会答申では，「養護教諭は，専門的立場からすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握して，疾病や情緒障害，体力，栄養に関する問題等心身の健康に問題を持つ児童・生徒の個別の指導にあたり，また，健康な児童・生徒についても健康の増進に関する指導にあたるのみならず，一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。」として，その主体的な役割を示している。

さらに 1997 年の保健体育審議会答申では，養護教諭の新たな役割，求められる資質，資質の向上方策等が示され，これらの内容をふまえた養護教諭の職務内容が 10 項目で示されている³⁾。この中で，新たな役割として掲げられた健康相談活動，求められる資質として掲げられた保健主事登用の制度改正（1995 年）等に伴う企画力・実行力・調整能力なども養護教諭の専門的な能力として重要である。

これらの役割や能力などから，養護教諭は教育職員として，学校におけるすべての教育活動を通して，ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行っていることが捉えられる。

文 献

- 1) 後藤ひとみ：第 4 章 養護教諭の教育 1. 養護教諭養成課程における教育，三木とみ子編集代表「三訂養護概説」，50-58，ぎょうせい，2005
- 2) 小倉学：養護教諭－その専門性と機能－，125-131，東山書房，1970
- 3) 保健主事資質向上委員会：保健主事の手引〈三訂版〉，14-15，日本学校保健会，2004

4. 養護教諭教育 Yogo teacher education

キーワード：養護教諭，資質向上，力量形成，養護実践，養成教育，現職研修

定 義

養護教諭教育とは，養成段階における教育と卒業・修了後に行われる現職研修や自己教育なども含めた，「養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動」を意味している。

解 説

養護教諭教育は，日本養護教諭教育学会の前身である全国養護教諭教育研究会（以下，研究会と略する）の設立に際して提唱された言葉であり，学会会則第2条には，「本会は，養護教諭教育に関する研究とその発展を目的とする。」と定められている。したがって，養護教諭教育の語意は，本会の名称や目的が定められた経緯から知ることができる。

研究会は1992年11月に設立され，設立の背景には日本学校保健学会の養護教諭養成教育のあり方についての要望課題と共同研究（1980年代の約10年間）がかかわっていた¹⁾。共同研究の成果は『これからの養護教諭の教育』（東山書房）として出版されたが，これを節目として，養護教諭の養成教育に関わる課題を共有し検討し合う全国的な組織設立への気運が高まり，研究会が発足した。

この研究会は1997年4月より日本養護教諭教育学会へ改称し，翌年3月に創刊された学会誌の巻頭言で，「養護教諭の教育は，望ましい養護教諭を目指して行われる養成段階の教育や現職教育・研修などすべてを含めて考える」²⁾という養護教諭教育の基本的な考え方が示された。これは，日本教師教育学会の教師教育の考え方に準じたものであったが，その後，現職養護教諭の入会が増加し，養護教諭の資質や力量を高めるための研究を行う学術的な組織としての責任が大きく課せられるようになったことから，本会では，「養護教諭の多様な実践を蓄積し，優れた実践を掘り起こすことで養護教諭の力量形成や質の高い実践について研究し交流する」という実践と研究をつなぐ活動が明記されるようになった。

つまり，養護教諭教育は，養護教諭の実践と養成教育と現職研修をテーマとした交流や研究が三位一体で行われ，養護教諭の資質や力量の形成と向上につながるものである³⁾。したがって，養護実践の蓄積や優れた実践の掘り起こしによって養護教諭の力量形成や質の高い実践について検討する「養護実践の研究」，養成機関の種別を超えた全国的な交流による教育内容の改善やカリキュラム開発，養護実習の指導を通して育てられる養護教諭の能力や力量向上について検討する「養成教育の研究」，養成・採用・研修というつながりの中で養護教諭の資質向上や力量形成に寄与する研修（自主研修を含む）について検討する「現職研修の研究」が養護教諭教育そのものであり，practice と training と research の融合によって Yogo teacher education を実現するための唯一の組織が日本養護教諭教育学会である。

文 献

- 1) 堀内久美子：最近の話題から2)全国養護教諭教育研究会の活動，保健の科学，37(7)，461-462，1995
- 2) 堀内久美子：学会誌発刊に寄せて，日本養護教諭教育学会誌，1(1)，1，1998
- 3) 後藤ひとみ：養護教諭教育の考え方と養護教諭教育プログラムの進め方，日本養護教諭教育学会誌，9(1)，6-11，2006

5. 養護教諭の活動過程 process of Yogo teacher's activities

キーワード：プロセス，アセスメント，情報，収集，分析，養護診断，養護計画，実施，評価

定 義

養護教諭の活動過程とは，養護教諭の行う活動に共通するプロセス（過程）をさす。

解 説

養護教諭の活動過程は，養護活動過程とも言われる。その主たるプロセスは，「養護計画」・「実施」・「評価」である。

「養護計画」は，アセスメント（情報の収集・分析）の結果である養護診断に基づいて行われる。計画の前に行うアセスメントとは，情報の収集・分析のことであり，健康実態や発育発達実態の把握，健康課題や発育発達課題の発見等を行い，それらの分析（課題の構造の明確化，発生要因の分析等）を行うことである。

情報収集の具体的な方法としては，健康診断，健康調査，健康観察，出欠状況，保健室来室状況の他，校内巡視時等の観察，教師等からの情報があげられる。これらに基づいて課題等の決定をするのが養護診断である。これによって養護計画（処置の計画，個別または集団への支援計画等）が立てられ，さらに「実施」の段階へとすすむ。その後，「評価」を行い，さらに次の養護教諭の活動過程へと進む。また，これらの過程は，螺旋状（スパイラル）に展開されると考えられる。

計画的に行っているとは思われないような対応も，養護教諭の頭の中では瞬時に計画を立てて実行している。したがって，これらの活動過程を明確にし，評価を行うことが重要である。

文 献

- 飯田澄美子，石原昌江，堀内久美子他編著：養護活動の基礎，家政教育社，1988
- 大谷尚子，門田美千代，楠本久美子他：養護学概論，東山書房，1999
- 三木とみ子編集代表：三訂養護概説，ぎょうせい，2005
- 杉浦守邦：養護教諭のための診断学<内科編><外科編>，1993
- 杉浦守邦：養護概説，東山書房，1999

6. 養護実践 Yogo practice

キーワード：教育実践，養護教諭の活動（養護活動），目的意識，自覚的行為

定 義

養護実践とは，児童・生徒等の心身の健康の保持増進をはかるために，養護教諭が目的を持って意識的に行う教育活動である。

解 説

養護実践は，教育職員である養護教諭が行う教育実践をさすものである。教育実践の「実践」とは，単に行ったことをさすものではなく，「目的意識を持って対象に働きかける自覚的行為」¹⁾であるとされている。

このことから，養護教諭が行う教育実践も児童・生徒の健康の保持増進に関する目的ある意識的な活動であり，子どもの発育・発達に貢献する教育活動であると言える。例えば，ケガや病気で保健室を訪れた子どもに対して，処置をするだけでなく，背景要因を探り，子ども自身が健康を守り育てていけるようにするための働きかけの仕方を考え，目的意識的な対応をすることが実践的な取り組みと言える。

「養護教諭の活動」は「養護活動」とも言われ，養護教諭の専門性を生かした活動全般をさす用語であるが，目的意識を持った教育活動をさす場合には「養護実践」のほうが適切である。

養護教諭が研究を行う上では，どのようなテーマ・手法であっても「実践」という視点を持って教育的価値を追究することが必要であると言われており²⁾，今後，養護実践を意識した活動の充実が求められる。

文 献

1) 藤田和也編：養護教諭の実践の創造①子どもをつかむ，7，青木書店，1988

2) 後藤ひとみ，天野敦子，有村信子他：養護教諭の研究能力に関する研究 第3報 研究能力の構造と育成，日本養護教諭教育学会誌，3(1)，33-44，2000

7. 養護診断 Yogo diagnosis

キーワード：診断，除外診断，養護教諭の活動，アセスメント，情報，養護計画，実施

定義

養護診断とは，養護教諭が専門職としての養護計画を実施するため，アセスメントによって情報の収集・分析を行った後に，総合的に児童・生徒等の状態等を判断することである。

解説

養護教諭は「児童・生徒の養護をつかさどる」教育職員としての視点で，アセスメント（情報の収集・分析）に基づいた「児童・生徒等の状態等」を診断し，対応していくことが重要であると思われる。

養護診断の定義については，従来の定義^{1) 2)}に加え，近年，「实在または潜在する養護教諭が関わる問題に対する子どもの現象についての判断であり，養護診断は養護教諭の責務のある目標を達成するための養護教諭の実践の根拠を提供するものである」³⁾，「養護診断とは，健康な成長発達を遂げるうえでの課題に起因する，幼児・児童・生徒とその集団の状態を養護教諭が判断することであり，養護教諭の実践の根拠を示すものである」⁴⁾が提案されている。

今後，養護教諭の専門家としてのアセスメントの視点と養護診断として何に対してどのような診断を行っているかを明確にし，統一した定義に向けた検討を深めることが重要である。

類義語

診断：そのみでは医学領域で用いられることばであるが，現在では看護領域では看護診断という言葉が存在し，教育領域でも学校教育診断，教育診断，学校の診断，学級診断等の言葉が用いられている。

看護診断：实在または潜在する健康問題／生活過程に対する個人・家族・地域社会の反応についての臨床判断である。看護診断は，看護師に責務のある目標を達成するための決定的な治療の根拠を提供する（North American Nursing Diagnosis Association:NANDA）と定義されている。

除外（的）診断：「当該症状を呈する疾患を次々に除外していき，診断を決める確定的な検査や所見はないが，最も考えられる診断として1つのものに絞ることによって下される診断」「諸検査により身体病変の有無ないし程度を明らかにし，誤られやすい疾患を除外することである。」（ステッドマン医学大辞典，看護学大辞典，心理学辞典）とされている。

文献

- 1) 杉浦守邦：養護教諭講座1「養護概説」，200-204，東山書房，1999
- 2) 鎌田尚子：大学の養護教諭養成における「養護診断」の教育実践と研究課題，第51回日本学校保健学会講演集，372-373，2004
- 3) 遠藤伸子，三木とみ子，鈴木裕子他：健康相談活動に活かす養護診断開発に関する研究（第一報）-養護診断の意義，開発方法に関する検討-，日本健康相談活動学会第2回学術集会抄録集，72-73，2006
- 4) 岡田加奈子，葛西敦子，三村由香里他：養護診断開発のための基礎的・実践的研究—四肢の痛みの訴えを例に—（第2報），日本養護教諭教育学会第14回学術集会抄録集，50-51，2006

8. 養護実習 practical training for student Yogo teacher

キーワード：教育職員免許法，教育実習，実習目標，実習内容，実習方法，実習評価，自己評価，事前指導，事後指導，臨地実習

定 義

養護実習とは，養護教諭免許取得のために学校へ出向いて行う実習であり，教育職員免許法に定められている。

解 説

養護実習は養護教諭養成教育の要である。養護実習は学生にとっては資質能力を自ら育てる場であり，同時に，現職養護教諭にとっては実際の活動の中で後輩を育てる場である。大学での教育と現職養護教諭の指導が織り合わされる場とも言える。

養護実習は学校での実習（臨地実習）と大学での事前事後指導が一体になったものであり，両者の関連が重要である。養護実習の内容には，教諭免許取得のための教育実習と共通の部分（例えば「学校組織と子どもを知る」など）も含まれている。

養護実習の目標¹⁾は，主として次の5項目に整理されよう。

- ①教育活動の一環としての学校保健活動と養護教諭の役割を理解する。
- ②児童・生徒の心身・生活の状況と健康問題の構造を理解する。
- ③児童・生徒の健康上の問題に対して個別的・組織的に適切な取り組みができる能力を養う。
- ④教育専門職として実践的研究の能力を養う。
- ⑤実習生が自らの養護教諭としての能力・適性を知る。

これらの目標を達成するための実習内容として，大学の事前指導では特に教師としてのコミュニケーションのとり方が望まれる。臨地実習（学校における実習）では資料・講話・観察・参加・実習の各方法による教育活動，保健活動，養護教諭の日常の活動（来室者への個別の対応や保健行事運営等の組織的な活動）があげられる。事後指導では，実習経験を交流し，各実習校の特性に基づく活動の特徴や共通的な内容を把握できるような大学教員の指導が求められる。

養護実習の運営は，実習校の開拓方法，学生配当の決定方法，担当教員の分担方法などを含めて大学によって種々の異なった方式がとられている。実習目標達成のためには複数校種での実習が望ましい。

養護実習の評価は，目標達成の度合いを指標とするが，学生の自己評価も加味すると学生の意欲や養護教諭志向にとって有益であろう。したがって，実習の評価を実習校と大学がどのように分担するかということも課題である。

文 献

- 1) 日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班：これからの養護教諭の教育，92-95，東山書房，1991

9. 養護教諭の資質・能力 qualities and competency of Yogo teacher

キーワード：力量，資質・能力，専門性，知識・技術，職務内容

定 義

養護教諭の資質・能力とは、養護教諭が職務を遂行する上で必要な専門的知識や技量、考え方である。

解 説

養護教諭に必要な資質・能力には、①保健，医療，福祉，教育，学校保健など活動の基盤となる総合的基礎知識，②健康課題を発見・解決・予防するための知識・技術，③連携のための知識・技術，④人間形成にかかわるための知識・技術，④研究のための知識・技術などがある¹⁾。これらの基礎を養成教育の段階で学び，さらに実践を通して専門的な知識・技能を発展・深化させることで養護教諭としての能力が高められる。

養護教諭に求められる資質・能力には，変化する子どもたちの健康課題に応じて，いつの時代にも求められるものと，時代の変化に応じて求められるものがある。新たに求められる資質・能力には，カウンセリング能力，企画力，実行力，コーディネート能力，プレゼンテーション能力，専門性を生かした指導力，コミュニケーションスキル等がある。また，子どもの健康認識を育てる能力，組織の中で活動を推進する能力や広い視野で物事を捉える能力も求められている。

養護教諭は社会の変化や健康課題を的確に捉え，それらの課題に対応し，健康問題に総合的に対処する必要性を認識し，自ら研鑽する意識を持ち続ける必要がある。

文 献

1) 日本学校保健学会「養護教諭の養成教育のあり方」共同研究班：これからの養護教諭の教育，28-29，東山書房，1994

10. 養護教諭の職務 functions of Yogo teacher

キーワード：養護，学校教育法，保健体育審議会答申，養護教諭の執務，校務分掌

定義

養護教諭の職務とは，養護教諭の専門的な役割や機能を指し，学校教育法第28条（中学校及び高等学校での準用規定／第40条・第51条）に「児童（生徒）の養護をつかさどる」と定められており，1972年の保健体育審議会答申では児童・生徒の健康の保持増進に関するすべての活動と解釈されている。

解説

職務は，仕事として担当する任務，つとめ，役目を意味する（広辞苑）。また，執務は事務を執ること（広辞苑）とされている。

このことから，養護教諭の職務という場合は，養護教諭が専門職として児童・生徒の心身の健康の保持増進に自立的に取り組む内容や具体的内容などのすべての活動を含むと言える。

養護教諭の職務内容は，学校看護婦当初はトラコーマ治療が主であったが，徐々に救急処置，身体検査，予防接種，環境衛生等に拡大された。養護教諭の具体的職務は，1942年の養護訓導執務要項（文部省訓令）の中で9項目示され，自らの判断のもとに職務を遂行する自立性も示された¹⁾。

その後，1972年の保健体育審議会答申において，「養護教諭は，専門的立場からすべての児童・生徒の健康及び環境衛生の実態を的確に把握して，疾病や情緒障害，体力，栄養に関する問題等心身の健康問題を持つ児童・生徒の個別の指導にあたり，また，健康な児童・生徒についても健康の増進に関する指導に当たるのみならず，一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである」とされ，保健指導に関する役割も示された。さらに，1997年の保健体育審議会答申では，養護教諭の新たな役割として健康相談活動が示されるなど，養護教諭の職務の重点は時代のニーズに応じて変化してきたと言える。

養護教諭の職務には，児童・生徒に対する個別の指導，学年・学校全体への指導，保健室での指導，学級での指導といったように，年齢，人数，指導場面，発育発達等の違いに応じたかかわりがある。養護教諭の職務を機能的に進めていくためには，目標の設定，計画・実施・評価といった一連の活動を保健室経営に関連づけて営むとともに，学校全体の教育活動を通して学校保健に関する企画・運営に参画する必要がある。

類義語

執務：職務と同義的に使用される言葉として「執務」がある。「執務」とは事務を執ること（広辞苑）をさしている。「養護教諭の執務」と言う場合は，事務的な仕事だけを意味するのではなく，養護教諭が担当している仕事全般を示していることが多いが，本来の意味を考えると養護教諭の職務としたほうがよい。同様に，執務内容も養護教諭全般の仕事を行うのであれば職務内容とするほうがよい。

校務：校務は，「学校の事務」や「教職員の行うべき事務」（広辞苑）とされ，学校がその教育目標を最もよく遂行するために必要な一切の仕事を包括的に表現したものである。「校長は校務をつかさどり・・・」（学校教育法第28条③）とされ，校務をつかさどるのは校長であるが，教育職員である養護教諭も校務分掌として校務の一端を担う。

文献

1) 杉浦守邦：養護教諭の職務，12-38，東山書房，1983

2) 保健主事資質向上委員会：保健主事の手引<三訂版>，14-15，日本学校保健会，2004

11. (養護教諭の) …観 Yogo teacher's philosophy / Yogo teacher's perspective

キーワード：価値観，見方，健康観，子ども観，教育観，指導観，発育・発達観

定 義

養護教諭の「観」とは，学校教育の場における養護教諭の立場や実践能力を支えるような考え方や見方である。

解 説

「観」は，まさしく見ることであり眺めることであるが，見せること，見た目，状態，さらには見解，価値観（広辞苑），物の見方，考え方（大辞泉）を意味する。自然や社会・人間等の像を人間の生き方との関係で統一的に下した見方・解釈のことで，個々の人の生き方を支える観念といえる。したがって，観によって実践が左右され，また実践の過程や成果をとおして観かたが強められたり，再構成されたり，その価値観が変更され，自己形成される。また，多様な見方，考え方を様々な人と交流し合うことにより観の形成がなされ，これらのことによって自分の見方，考え方を自分の観として形成していくと言える^{1) 2)}。

養護教諭の「観」には，“指導観，教育観，健康観”等がある。このような「観」は，養護教諭が教育活動を行っていく上での基盤となっているため，実践に大きく左右し影響している^{3) 4)}。また，「観」は，実践の中で変化する一面も認められている³⁾ことから，養護教諭の「観」も様々な養護実践を通して形成され，変化すると考えられる。

このようなことから，養護教諭が専門的な見方や考え方で，子どもたちに必要な指導や支援のビジョンを持ち実践することは，教育の意義や教育の役割を通して“指導観，教育観，健康観”などの養護教諭の「観」を形成し，養護教諭の専門性を高めることにつながる。養護教諭が専門職として実践を行っていく上で「観」の形成は重要である。

文 献

- 1) 藤岡信勝：授業づくりの発想，184-190，日本書籍，1994
- 2) 藤原幸男，館野形成，深澤広明他編集：授業研究—重要語300基礎知識—，237，明治図書，2002
- 3) 小林央美，池田みずぐ，入駒一美他：健康教育に必要な養護教諭の能力に関する研究 第1報—養護教諭による健康教育の実践分析から—，日本養護教諭教育学会誌，7(1)，52-62，2004
- 4) 山崎隆恵，後藤ひとみ，天野敦子：保健室における個別的保健指導の展開，日本養護教諭教育学会誌，7(1)，63-72，2004

12. 学校保健 school health

キーワード：保健教育，保健管理，保健組織活動，学校保健関係職員，ヘルスプロモーション，学校保健経営，学校保健計画

定 義

学校保健とは，産業保健，地域保健と並ぶ活動であり，児童・生徒の健康を保持増進するために，学校において行われる保健活動の総称である。学校保健の領域は，保健教育と保健管理に大別することができる。これらの活動を円滑に進めるために組織活動がある。

解 説

一般的に学校保健の領域は，保健教育と保健管理の2つから捉えられる。保健教育には，教科で行われる保健学習と教科以外で行われる保健指導が含まれる。保健管理には，健康診断や健康相談といった健康管理，学校環境衛生を中心とする環境管理，学校生活を健康的なものとするための生活管理などが含まれる。学校保健法（1958年制定）では，健康診断，環境衛生検査，安全点検といった保健管理と安全管理を中心に学校保健に関する事項が規定されている。

保健教育や保健管理を実際に推進していくためには，人的，物的，行財政的資源を組織して活用していかねばならない。その活動を保健組織活動と呼び，学校保健の領域に含めて考えることが多い。学校保健委員会は，保健組織活動の一つであり，学校と家庭，地域社会が連携して保健活動を推進していくための組織である。

学校保健の実際の活動は，学校保健と区別して学校保健活動とも称される。学校保健活動の推進のためには，保健主事や養護教諭はもちろん，教職員ならびに学校三師（学校医，学校歯科医，学校薬剤師）がそれぞれの役割を分担しながら進めていくことが必要である。

近年では，WHO（世界保健機関）が提唱したヘルスプロモーションの考え方を学校保健にも積極的に取り入れ，児童・生徒が主体的にかかわるような工夫や，彼らの健康を支援する学校と地域の健康的な環境づくりを推進する取り組みも広がってきている。

そこで，学校保健をよりよく推進していくためには学校保健計画あるいは学校保健安全計画を立て，それを実践し評価するまでの一連の過程を意識するとともに，教職員，保護者をはじめとして，学校保健に関わるすべての人が共通理解を図りながら，経営的に取り組んでいくことも必要となっている。

13. 学校保健経営 school health management /

school health program and management

キーワード：学校保健，学校経営，保健組織活動，学校保健計画，学校保健安全計画

定 義

学校保健経営とは，学校経営を受けて，保健教育，保健管理ならびに保健組織活動を，計画・実施・評価・改善活動という一連の過程をふまえ，計画的・組織的に運営していくことである。

解 説

学校保健をよりよく推進していくためには学校保健計画あるいは学校保健安全計画を立て，それを実践し，評価し，改善活動するまでの一連の過程を経営的に進めていくことが必要である。その際には人的，物的，経済的などの観点を包括して考えていく必要がある。

学校保健経営は，学校経営と深くかかわるため，学校教育目標，学校教育計画等の内容や，人的，物的，行財政的資源を十分把握する必要がある。

学校保健経営を進めるにあたっては，養護教諭と保健主事が協力して，その調整を担っている。

類義語

学校経営：各単位学校において，学校教育目的の達成を目指して教育活動を編成し展開する中で，人的・物的諸条件の整備とその組織運営にかかわる諸活動を管理して実現を図るとともに，その教育活動の持続的な改善を求めた創意的な機能と捉えられる（新学校教育学大辞典）。近年は，学校マネジメントという言葉も用いられている。

学級経営：学級経営とは学校の教育目標を目指して，学級教育の総合的で意図的な計画を立案し，その効果的な運営と展開を図ることを言う。学級を単位とするすべての教育活動，及び学級担任としてのすべての職務を総称するものと捉えられる（新学校教育学大辞典）。

文 献

○保健主事資質向上委員会：保健主事の手引<三訂版>，日本学校保健会，2004

14. 保健室 school health room / health room in school

キーワード：健康診断，健康相談，救急処置活動，健康相談活動，保健室の機能，保健室の環境，保健室経営

定 義

保健室とは，学校における児童・生徒等の健康診断，健康相談，救急処置活動，健康相談活動，健康教育などを行う場所であり，学校教育法施行規則によって学校教育の目的を実現するために必要不可欠なものとして位置づけられている施設設備である。

解 説

保健室は，「学校には，その学校の目的を実現するために必要な校地，校舎，校具，運動場，図書館又は図書室，保健室その他の設備を設けなければならない。」（学校教育法施行規則第1条）と規定されている。

また，学校保健法により「学校には，健康診断，健康相談，救急処置等を行うため，保健室を設けるものとする。」（学校保健法第19条）ことが規定されている。

今日では，保健室へ来室する児童・生徒のニーズが多様化してきており，それらに対応した保健室の機能の整備が求められるようになってきている。保健室に求められる機能¹⁾は下記のようなものである。

- ①健康診断，発育測定などを行う場としての機能
- ②個人及び集団の健康課題を把握する場としての機能
- ③健康情報センター的機能
- ④健康教育推進のための調査及び資料等の活用・保管の場としての機能
- ⑤疾病や感染症の予防と管理を行う場としての機能
- ⑥児童・生徒が委員会活動等を行う場としての機能
- ⑦心身の健康に問題のある児童・生徒等の保健指導，健康相談，健康相談活動を行う場としての機能
- ⑧けがや病気などの児童・生徒等の救急処置や休養の場としての機能
- ⑨組織活動のセンター的機能

そして，このような機能に応じた広さや備品などを検討すること，保健室の機能がよりよく果たされるように保健室経営を推進していくことが求められている。

文 献

- 1) 保健室経営検討委員会：養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした保健室経営の進め方，11，日本学校保健会，2004

15. 保健室経営 management of school health room / management of health room in school

キーワード：保健室，教育目標，養護教諭，計画，実施，評価，改善活動，保健室経営計画，保健室経営案

定義

保健室経営とは、各種法令、当該学校の教育目標等を踏まえ、児童・生徒等の健康の保持増進を図ることを目的に、養護教諭の専門性と保健室の機能を最大限生かしつつ¹⁾、教育活動の一環として保健室経営計画のもと、組織的に運営・推進することである。

解説

保健室経営という用語は、いろいろなところで使われているが、その考え方が必ずしも共通理解されているとは言えなかった。そこで、日本学校保健会の保健室経営検討委員会は、上記のような定義を2004年に示した。

保健室経営は、下図のように、保健室経営を計画し、実施し、評価する（改善活動を伴う）一連の過程によって展開される。

学校教育目標を具現化するためには、各学校における教育目標や学校保健目標等に基づく必要があり、各学校において「保健室経営計画」あるいは「保健室経営案」という単独の計画として作成される。

保健室経営計画の作成上、留意すべき点は次の5つである²⁾。

- ①学校教育目標を受けるものであること
- ②養護教諭の専門性を生かしたものであること
- ③保健室の機能を生かしたものであること
- ④児童・生徒等の心身の健康の保持増進を図ることを目的とした活動を示していること
- ⑤教育活動の一環として計画的・組織的に運営すること

この計画は養護教諭が立案して、職員会議等に提案の上、学校長が決定することになるが、実施にあたっては、校内外の関係者との協力体制を十分に確保することが求められる。

保健室経営の評価においては、保健室経営計画に示された目標に照らした自己評価や子どもや教職員などの他者評価によって、活動の今後の課題を明確にすることができる。さらに、評価で得られた結果を次年度の計画に生かすことにより、内容の充実を図ることができる。

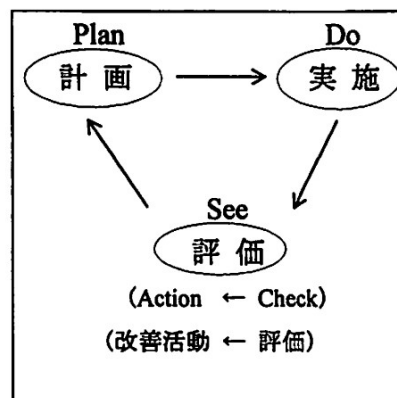


図 PDS (PDCA) のサイクル

文献

- 1) 保健室経営検討委員会：養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした保健室経営の進め方，10，日本学校保健会，2004
- 2) 前掲書 15

16. 保健室登校 attendance to school health room / attendance to health room in school

キーワード：不登校，別室登校，頻回来室，信頼関係，心の居場所，教育活動，支援計画

定 義

保健室登校とは，児童・生徒が常時保健室にいるか，特定の授業には出席できても，学校にいる間は主として保健室にいて¹⁾，学校の教育を受けている状態である。

解 説

保健室登校は，教室にすることができない児童・生徒の別室登校の一形態であり，養護教諭が職務の特質と保健室の機能を生かした教育活動として関わるのが特徴である。不登校の前段階あるいは不登校の傾向のある児童・生徒が，保健室を「心の居場所」として心と身体の安定をはかりながら，心理的成長を遂げるなどの教育的意義が認められている。一時避難的なものから長期間にわたるものまでさまざまなケースがあるが，支援にあたっては，本人や保護者の希望，校内の協力体制などを明確にし，教職員の共通理解のもとに支援計画等をたて，見通しを持って行うことが大切である。

養護教諭は児童・生徒の心や身体の状態に応じて，初期段階では信頼関係の確立，中期には意図的な人間関係づくり，後期には指導的対応と教室に戻る機会づくりなど，段階的にさまざまな指導・支援を行う。また保護者の相談に応じたり，担任のサポートにあたることもある。さまざまな教職員の支援や専門機関との連携が必要であることから，養護教諭はこれらの支援体制のコーディネーターとしての役割も果たす。

なお，保健室登校に「保健室に隣接する部屋にいて，養護教諭が主に対応している場合も含む」²⁾ ことがある。

類義語

不登校：1992年に文部省は，「欠席日数には関係なく，病気や経済的理由の他，何らかの心理的・情緒的・あるいは社会的要因や背景により，児童・生徒が登校しない，あるいはしたくともできない状況にあること」と定めている。

頻回来室者：保健室を頻りに利用する者を指すが，どの程度の頻度かは明確でなく，学校や児童・生徒の状況に応じて適宜用いられている。単に回数のみでは定義できないとの指摘もある。

文 献

1) 養護教諭研修事業推進委員会：養護教諭が行う健康相談活動の進め方ー保健室登校を中心にー，13，日本学校保健会，2001

2) 保健室経営検討委員会：保健室利用状況に関する調査報告書，15，日本学校保健会，2002

○養護教諭の相談を学ぶ会：養護教諭の相談的対応，146-148，学事出版，1993

○杉浦守邦：保健室登校指導マニュアルー指導計画の立て方・すすめ方ー，東山書房，1993

○国立教育政策研究所生徒指導研究センター：生徒指導資料第2集「不登校への対応と学校の取組についてー小学校・中学校編ー」，ぎょうせい，2004

17. 健康相談活動 health consultation activity in school

キーワード：新たな役割，心的要因，心と体の両面，健康観察，背景分析，支援目標，支援計画，支援過程，健康相談，教育相談

定義

健康相談活動とは，養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし，児童・生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因を念頭において，心身の健康観察，問題の背景の分析，解決のための支援，関係者との連携など，心と体の両面への対応を行う¹⁾養護教諭固有の活動である。

解説

健康相談活動は，保健体育審議会答申（1997）において，「養護教諭の新たな役割」として明記されたものであり，教育職員免許法施行規則第9条の「養護に関する科目」に「健康相談活動の理論及び方法」として新設され，さらに現職研修にも組み込まれるようになった。

学校保健の領域においては，保健管理の対人管理における心身の管理分野に位置づけられた²⁾養護教諭固有の活動である。

具体的な展開では，まず，児童・生徒の多様な訴えを個々の発育発達状況をふまえて心身医学的な視点でとらえる。さらに，保健室の空間がもたらす機能や保健室の設備・備品などあらゆるモノや情報を活用し，養護教諭の有する専門的知識・技術を駆使して，身体症状を確認しながら，心理的に接近し，器質性疾患の疑いの有無や危機介入の可否を判断する。器質性疾患の疑いが除外された場合には，心理・情緒的要因を確認しながら，問題の背景を分析し，児童・生徒の状態をアセスメント・判断・診断していく。

このようにして，身体から心の問題に迫り，環境調整を図りながら，心身両面から支援していく。支援過程において，養護教諭は初回来談時および継続対応における基本的な信頼関係の樹立期は単独で活動するが，職務の範囲を念頭に入れ，児童・生徒を取り巻く状況と心身の状態を十分観察して，学校内外の関係者と連携を図り，組織的に展開する³⁾。

また，多種多様な個別の問題への対応を集約・分析して，集団の問題や課題に発展させ，健康教育に活用し学校経営に反映させていく³⁾。活動過程において，日常的に自己評価や他者評価を行うことや適切な記録を蓄積することが特に重要である。

類義語

教育相談：一人ひとりの子どもの教育上の諸問題について，本人またはその親，教師などにその望ましい在り方について指導助言することである⁴⁾。

健康相談：学校保健法第11条に「学校においては，児童，生徒，学生又は幼児の健康に関し，健康相談を行うものとする。」とあり，定期健康診断の結果や健康観察の結果，児童生徒や保護者からの申し出などによって行われる学校医・学校歯科医による専門的な医学的判断や診断，相談である²⁾。

カウンセリング：言語及び非言語的コミュニケーションを通して他者の行動変容を試みる人間関係である⁵⁾。

文献

- 1) 保健体育審議会：生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について（保健体育審議会答申），28，1997
- 2) 保健主事資質向上委員会：保健主事の手引<三訂版>，14-15，日本学校保健会，2004
- 3) 徳山美智子：健康相談活動，藤井寿美子他編著「養護教諭のための看護学」，131-135，大修館書店
- 4) 文部省：小学校における教育相談の進め方，1991
- 5) 国分康孝，高野清純，西君子他：学校教育相談，「カウンセリング事典」，161，教育出版，1997

18. 救急処置／救急処置活動 first aid in school / first aid activity in school

キーワード：救急体制，危機管理，救急養護，救急看護，応急処置，応急手当

定義

救急処置とは，児童・生徒等に傷病が発生した場合，医師につなぐまでの処置と悪化防止の処置を行うことである。

救急処置活動とは，教育活動の過程で児童・生徒等に傷病が発生した場合，医師につなぐまでの処置と悪化防止の処置及び苦痛緩和を行い，児童・生徒等，保護者，教職員に対して，傷病が発生しないような環境づくり・発生予防・発生時の対処のための教育，体制づくりを行う養護教諭固有の活動である。

解説

救急処置という用語は，教育関連法規では，教育職員免許法施行規則第9条の養護教諭養成カリキュラム及び学校保健法第19条の保健室の設置目的に規定されている。

養護教諭の行う救急処置は，教育の場で行われることから，当然教育活動の性格をもつものでなければならない¹⁾。それは，突発的な傷病に対して，健康障害の悪化防止，あるいは健康問題の解決・改善のために行われる処置のひとつ²⁾であり，大きく分けて，医療機関へ送るまでの緊急・応急的な処置と医療の対象とならない軽微な傷病に対する処置がある。

基本的な過程は，主訴聴取，情報収集，アセスメント，処置，後処理である。また，養護教諭は，救急処置を自ら担当し適切に遂行するとともに，救急体制を整備し他の教職員と連携して，児童・生徒等や保護者の教育・支援を行い，救急処置の目的が達成されるよう，直接的・間接的に働きかける役割を担っている。

したがって，養護教諭が行う救急処置は，教育活動としての意義・目的・役割があり，救急処置活動³⁾として理解することができる。

また，救急処置活動は，学校の危機管理においても重要な任務を担っているので，教育活動の過程で起こりうるあらゆる危機に対して，予知・予測，発生予防・回避，発生時の対処，再発防止という，危機管理の四段階を視野に入れて，段階毎に具体化を図っておく必要がある⁴⁾。

類義語

救急養護：養護教諭によってなされる救急処置及びこれに関連して進められる行為の全体を指す⁵⁾。

救急看護：病院の内外を問わず，あらゆる場面で生じる患者への救急処置が必要となる状況において実践される看護行為である（看護学大事典）。

応急処置：傷病発生現場や救急外来などで，とりあえず応急的に行われる処置を言う（看護大事典）。

応急手当：傷病が発生した際，その場に居あわせた人が行う⁶⁾一時的な手当である。

文献

- 1) 杉浦守邦監修：養護教諭の実際活動，202，東山書房，1997
- 2) 岡田加奈子：子どものからだと心 健康教育大事典，藤田和也他編，483-484，旬報社，2001
- 3) 後藤ひとみ：養成教育の立場で考える力量とは－評価の対象となりうる能力の構成－，全国養護教諭教育研究会第4回研究大会抄録集，12-13，1996
- 4) 徳山美智子：養護教諭と危機管理，三木とみ子編集代表「三訂養護概説」，301，ぎょうせい，2005
- 5) 杉浦守邦：救急養護学序説，11-12，東山書房，1978
- 6) 文部省：中学校学習指導要領解説－保健体育編－，96，東山書房，1999

19. 保健管理 school health service

キーワード：人的管理，物的管理，生活管理，心の健康管理，安全管理，学校保健法

定 義

学校における保健管理とは、心身の発達途上にある児童・生徒を対象としていることから、教育活動の一環として教育課程と関連を持たせながら教育目的の達成を意図して行う人的管理，物的管理，生活管理等の保健活動である。

解 説

学校における保健管理の目的は、学校保健法第1条に「児童，生徒，学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り，もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」と示されている。

保健管理の視点は学校保健法に明示されており，人間の生活行動を含めた人的管理（対人管理・生活管理・心の管理），施設や環境等を対象とした物的管理（対物管理），安全管理（防災・危機管理）などに分けて，教育的見地から実施するものである。

保健管理は保健教育とともに学校保健の重要な領域をなしていることから，保健管理と保健教育の一体化を図り，計画的・組織的に児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図り，教育目的を達成するために行われる。その方法は，①健康問題の発見，②発見された問題の教育的・医学的処置，③健康の保持増進というプロセスによる。このプロセスをふまえ，学校保健計画に基づいて，組織的に実施されなければならない。

また，保健管理の内容¹⁾は次のように分けられる。

- ①保健事業（健康診断，健康観察，健康相談，疾病予防，救急処置，生活指導など）
- ②学校環境管理（校地，校舎，教室，運動場，校具等の管理・給水，排水，プール，便所等の衛生管理・給食施設の衛生管理・安全，防災等に関する管理など）
- ③健康に適した学校生活（就学に関する配慮，学級編成，授業日数・授業時数等，精神衛生など）
- ④安全管理（けがや事故の応急処置，安全点検，事故や災害の防止対策，事故や災害後の心身の管理，危機管理）

保健管理の組織は，学校保健行政組織と学校保健管理組織の2つがある¹⁾。学校保健行政組織は，行政的見地から，管轄する国・都道府県・市町村において学校保健に関する企画立案，指導助言，運営等を実践している。学校管理組織は，学校保健委員会，児童・生徒保健委員会，PTA学校保健部などの組織である。学校内の組織や教職員だけでは学校保健管理を推進することはできないことから，行政組織はもとより，保健所，三師会や医療機関等の外部関係機関との協力が重要である。

養護教諭は，学校における保健管理の中核となって，学校医・学校歯科医・学校薬剤師や関係機関との連携を図るとともに，保健管理を健康教育につなげるためにコーディネーターの役割を果たし，その円滑な推進にあたらなければならない。

類義語

健康管理：健康管理は健康教育と並ぶ語で，児童生徒の心身の健康を支えるものである。

健康管理には，①健康診断や健康観察など健康状態の把握と保健管理，②学校環境衛生の維持管理，③学校における安全の確保と安全管理，④学校給食における栄養管理及び食品衛生管理などがある。

文 献

- 1) 細川淳一：Ⅱ 保健管理の計画と組織 学校保健管理の組織，小栗一好・黒田芳夫・江口篤寿他編「改訂学校保健総合辞典」，44-49，ぎょうせい，1976

20. 健康診断 school health examination

キーワード：定期健康診断，臨時健康診断，スクリーニング，プライバシー，保健調査

定義

学校における健康診断とは，学校保健法第6条に基づき，学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として実施されるものであり，毎学年定期に児童・生徒，学生又は幼児を対象に行う定期健康診断と必要に応じて行う臨時の健康診断をいう。

解説

健康診断は，保健管理のための中核的な活動であり（学校教育法第12条），保健管理は学校教育の円滑な実施とその成果の確保を図るという目的を持っている（学校保健法第1条）。

このことは，学習指導要領の総則で，「生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること」が求められており，特別活動における「健康安全・体育的行事」の内容として「児童・生徒に心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高めること」が謳われていることからわかる。

健康診断には，このような教育的側面のあることも十分理解し，学校医，学校歯科医，養護教諭といった専門的立場にある人だけで行うのではなく，校長をはじめとした全教職員が学校をあげて計画的に行う重要な教育活動としてとらえる必要がある。

近年では，学校生活のみならず，生涯にわたって健康を保持増進していく態度を養うことが大きな目的となっていることから，学校における健康診断の実施にあたっては次のようなことを踏まえることが求められている。

- ①学校という教育の場で行われる健康診断は確定診断を行うのではなく，問題のあるもの，疑いのあるものを選び出すスクリーニングである。
- ②健康診断を有意義に行うために毎年確実に保健調査を行う。これは年間を通じての学校や家庭，地域における健康上の問題が見落とされることを補う意味があり，学校医による診察（検診）はこういったものを十分参考にしながら行われる。
- ③健康診断は，検査によって健康上の問題を発見するだけでなく，見いだされた問題について，プライバシーを考慮しつつ管理し，指導へと展開することが必要である。

養護教諭は，健康診断の結果を日常生活における児童・生徒のアセスメントとして活用し，疾病の予防処置，治療の指示，運動の軽減，生活制限をする等の適切な措置を行わなければならない。

学校の健康診断には，上記の他に就学時の幼児を対象として市町村の教育委員会が行うもの（学校教育法第22条第1項），職員を対象として学校の設置者が行うもの（学校保健法第8条第1項）がある。

文献

○国崎弘：新学校保健実務必携，221-223，第一法規，1998

○健康診断調査研究小委員会：児童・生徒の健康診断マニュアル（改訂版），9-12，日本学校保健会，2006

21. 健康観察 school health observation

キーワード：観察の観点，担当者，事後措置，早期発見，自己管理，危機管理意識

定義

学校における健康観察とは，児童・生徒が心身ともに健康な状態で充実した日常生活が送れるかどうかを確認するもので，児童・生徒の活動の調整を行ったり，積極的な疾病予防や指導をしたり，健康相談や健康相談活動に役立てたりするものである。また，児童・生徒が自分の心身に關心を持ち，自主的・主体的に健康づくりを実践する教育的側面を持つものである。

解説

健康観察の実施は学級担任，教科担任，養護教諭が主となるが，休憩時間中や部活動中，その他の学校行事における身体状況等の把握については全教職員がそれぞれの時間帯や立場で実施し，児童・生徒の変化に気づくことが大切である。そのためには，日常の児童・生徒の元気な姿をしっかりと把握し，常に危機管理意識を持って観察することが鍵となる。

担任が行う一般的な健康観察では，1日の始まりである朝の健康観察が最も重要であり，短時間で観察項目を精選し，重点的に実施することが求められる。この際，養護教諭は観察の視点を示し，観察の結果や所見を記入できるものを準備して活用を促さなければならない。このような観察を実施することで，児童・生徒が健康に関心を持って自己管理ができるようになったり，周りにいる人への思いやりの心が持てるようになったりする機会となる。

学級担任や教科担任の観察結果を受け，養護教諭は専門的な立場からのアセスメントを行う。その際，観察や判断の的確さが要求される。養護教諭の誤認によって健康管理に悪い影響を及ぼさないため，臨床医学的な知識は不可欠である。昨今では，生活面から生じる健康問題や発育期に伴う健康課題，情緒面の問題，心身両面から生じる様々な問題にも注目し，その解決を図らなければならない。

そこで，養護教諭は学級担任や教科担任と連携して情報の収集を行い，記録をとることが大切である。記録では個人情報把握しやすいもの（観察結果が累積される，原因や背景がわかる等）を考え，継続的な観察も行うなどして，精神面の問題把握や学校不適応児の早期発見とその指導に生かすことが求められている。また，健康観察は保健管理に位置づけられている活動であるが，教育活動を円滑にすすめるための保健指導等にも結びつけることができるような取り組みが必要である。

文献

○国崎弘：新学校保健実務必携，338-339，第一法規，1998

○保健主事資質向上委員会：保健主事の手引き，37，日本学校保健会，1996

22. 健康課題 health issue and challenge

キーワード：健康問題，社会環境，生活環境，健康の保持増進，発育・発達

定 義

健康課題とは，社会環境や生活環境の急激な変化の中で，子どもの健全な発育・発達や人々の心身の健康に大きな影響を及ぼしている事柄のうちで，健康の保持増進にむけて検討しなければならないものをいう。

解 説

健康課題と健康問題は同じ使いかたをすることがあるが，課題としたときは問題より広い意味で使われる。

健康課題は，子どもを取り巻く社会環境や生活環境の変化により変容し，複雑化・深刻化しており，近年の健康課題としては，対人関係の未熟さ，薬物乱用の低年齢化，性の逸脱行動，いじめや不登校，生活習慣病や心の健康，新たな感染症，歯の健康などがあげられる。

養護教諭は，子どもたちの発育・発達の特徴を捉えて，どの健康課題を優先的に取り組んでいくかを判断する必要がある。そのためには，社会全体の健康課題を情報として把握しつつ，各学校の現状を把握して，子どもの発育・発達や心身の健康に大きな影響を及ぼしている事柄を分析しなければならない。

現状の把握や分析では，各学校の保健室利用状況，日常の欠席状況，健康観察の結果，健康診断結果，受診状況等を情報として活用することが重要である。分析結果をもとに，養護教諭としての専門的視点を生かして課題解決への具体的な指導や支援を計画し，推進することが大切である。

文 献

○財団法人日本学校保健会編：学校保健の動向－平成17年度版－，2005

23. 健康教育 health education

キーワード：ヘルスプロモーション，学習指導要領，保健体育審議会，健康課題，保健学習，保健指導，体育・保健体育等の各教科，生きる力，健康日本21，健やか親子21

定義

健康教育とは、健康にとってよい行動が自発的にとれるように計画された学習経験の組み合わせである¹⁾。学校においては、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うという観点から、発達段階に応じ、体育・保健体育等の各教科，総合的な学習の時間，道徳，特別活動など学校におけるすべての教育活動を通して行われる。

解説

グリーンらは健康教育を「健康にとってよい行動が自発的にとれるように計画された学習経験の組み合わせである¹⁾」と定義している。これは、いろいろな場での健康教育に共通するものと言える。自発的という言葉が使われていることで、健康教育は教育者が一方的に働きかけをするものではなく、学習者自身が学び、自発的に参画して行くことが示されている。また、健康教育が計画的なものであること、多様な学習経験によって行われることも提示されている。

このような考えやヘルスプロモーションの理念（WHO オタワ憲章・1986年）をもとに、保健体育審議会答申（1997年）では、健康教育の目標を達成するために、①興味・関心（健康課題に気づくとともに興味・関心をもつ）、②知識理解（健康についての知識を身につけ、理解する）、③思考力・判断力（健康課題をよりよく解決するために考え、判断できる）、④意志決定・行動（健康課題を解決するため、意志決定をし、行動できる）、⑤認識（健康の価値を認識する）、⑥評価（①～⑤について自分自身で評価できる）を児童・生徒の発達段階に応じて身につけさせることを指摘している。つまり、学校における健康教育は、「健康の価値を認識し、自ら課題を見つけ、主知的に考え、判断し、行動し、よりよく課題を解決できるようにする学習の過程である²⁾」と言える。

わが国の学校教育においては、小学校は体育科「保健領域」で、中学校は保健体育科「保健分野」で、高等学校は保健体育科「科目保健」で、保健学習として系統的な健康教育が展開されており、その学習内容は学習指導要領に示されている。健康に関連する内容については、理科，家庭科，社会科，総合的な学習の時間，道徳などにおいても学習される。さらに、特別活動やその他の時間においても、保健指導として健康に関連する内容が扱われる。

「教職員免許法の一部を改正する法律」（1999年7月1日施行）により、養護教諭の専門性を活用する観点から、当分の間、養護教諭が保健学習を担当する教諭または講師としてかかわることできるようになり、学校の健康教育において、保健指導のみならず、保健学習においても養護教諭の関わりが求められるようになってきている。

また、健康教育の推進において、壮年期死亡の減少，健康寿命の延伸，生活の質の向上（QOL：Quality of Life）の3つを目的に21世紀の国民健康づくりの核として示された「健康日本21」や次世代を健やかに育てるための基盤となる「健やか親子21」といった施策とも関連づけた実践も求められている。

文献

- 1) Green, L. W. et al. Health education planning: A diagnostic approach. Palo Alto, CA: Mayfield Publishing Co. 1980
- 2) 吉田瑩一郎：教育に果たす養護教諭の役割，三木とみ子編「三訂 養護概説」，69，ぎょうせい，2005

24. ヘルスプロモーション health promotion

キーワード：オタワ憲章，健康推進活動，ヘルス・フォー・オール(HFA)，保健体育審議会，健やか親子21，健康づくり／健康増進，主体的な参加，ヘルスプロモーティング・スクール，ヘルシースクール，PRECEDE-PROCEEDモデル

定義

ヘルスプロモーションとは，人々がより良い健康状態を強く熱望し，自身の健康をコントロール（管理）し，改善することができるようにするための組織的健康推進活動のプロセスすべてである（オタワ憲章，1986）。

解説

ヘルスプロモーションは，健康を個人の責任にせず，健康的な行動が出来るような知識や技術のライフスキルを身につける教育的な働きかけや，身につける実践が容易に出来るように学校や家庭，地域社会等の環境に働きかける活動を組織的に行うことである。日本では保健体育審議会答申，健やか親子 21 等の核となる理念である。児童・生徒においては，自身の健康を自らコントロールし，改善することができるようにする活動である。

WHO は，学校を舞台に総合的な健康推進活動を展開させる運動（HPS:Health Promoting School）を 1980 年代から世界に提案しており，2010 年までにすべての人々の健康を達成すること（HFA:Health for All）を提唱して，住民の主体的な参加が鍵であるとしている。主体的な参加とは，子どもや市民が，「健康を創り出す主体者は『私』である」という自覚で参加し，計画—実践—評価に責任を持って携わることである。

組織的な健康推進活動を効果的に進めるためには，健康行動の教育診断や環境の影響評価，組織の活動評価が必要であり，PRECEDE-PROCEED モデルが重要になる。PRECEDE とは，Predisposing, Reinforcing and Enabling Constructs in Educational/ environmental Diagnosis and Evaluation（教育や環境の診断と評価における準備・強化・実現要因）の頭文字で，このプロセスは事前診断と捉えられる。PROCEED とは，Policy, Regulatory, and Organizational Constructs in Educational and Environmental Development（教育や環境の開発における政策・法規・組織要因）の頭文字で，PRECEDE に続いて行われる評価のプロセスである。

基本的な生活習慣を例にするならば，背景要因にある知識などの準備因子，教師や親の態度などの強化因子，料理のスキルや消灯などの実現因子などから健康行動の構成要因を診断する。疫学的診断から朝食欠食率や集中力低下などの情報収集をアセスメントし優先順位を決め，目標値や評価目標をたてて目標を実現するための計画をたてる。次に，ライフスタイルと環境に働きかける実施段階では，目標値の達成を目指す。実施段階と評価段階のモニターは，行政や政策，食育基本法などの法や規則，地域の専門家などの人・社会資源，学区域と学校の食育体制などの組織，ヘルシースクールなどの開発や発展，総合評価を行う。

養護教諭は，健康問題の評価や診断に基づいて，健康推進計画を策定し，知識や技術を提供し，環境の改善や健康づくりを子どもや保護者，地域住民の人々と共に実施，その結果をモニターし，支援（エンパワーメント）することから，ヘルス・フォー・オールに参画する。すでに，養護教諭がコーディネーターとして「食育」にかかわり，生活リズムや基本的な生活習慣などについて学校保健委員会や総合的な学習の時間の取り組みとして始めている。今後もヘルシースクールの実現を目指した養護教諭の活動が期待される。

文献

○厚生省労働科学研究分担研究報告書：<http://homepage1.nifty.com/PRECEDE-PROCEED/>

○鎌田尚子：6.学校保健とヘルスプロモーション，「学校医・学校保健ハンドブック」，29-35，文光堂，2006

○衛藤隆：日本健康教育学会会長講演，日本健康教育学会誌，vol.14 suppl., 26-27, 2006

25. アセスメント assessment

キーワード：査定，分析・解釈，診断，判断，環境アセスメント，ニーズアセスメント，ヘルスアセスメント，ニード分析，地域保健診断

定義

アセスメントとは、当該の学問に基づいて、収集した人や事の状態、事象に関する情報を吟味し、査定あるいは分析・解釈することである。

解説

アセスメントとは、「①評価を行うこと、治療アセスメントなど。②医療においては、患者および看護ケアの状況の評価（略）、およびそれを行う過程、看護診断を確立する過程においては、患者の問題点を系統的に把握し、評価・査定すること、症状や病気、あるいは状況の経過についての患者の主観的な訴えと、臨床検査や身体診察・病歴などから得られた客観的データをもとに、疾病やその状況について評価・査定を行う」（看護大事典）ことである。

ヘルスアセスメント（health assessment）とは、「[系統的観察法]健康歴の聴取、問診をはじめ、視診、聴診、触診、打診といった技術を用いて系統的に頭部から足先までの全身の状態を的確に把握し、身体的・心理的・社会的な側面から身体健康レベルを査定すること。ヘルスアセスメントの進め方は、患者の状態によるため、決まったかたちはない。患者にとって負担の少ない、かつ的確な情報が得られるように実施する必要がある」（看護大事典）ものである。

ニーズアセスメント（needs assessment）とは、環境、個人や組織、コミュニティのニーズを系統的に情報収集し保健社会学的に情報分析、解釈・評価することである。ヘルスアセスメントは、観察・評価方法としてニーズアセスメントの一分野に含める。

ニード分析とは、「ニードを測定するためのデータを収集する研究スタイル。方法には、①主要情報提供者（キーインフォーマント）アプローチ：集団内のニードを知る立場にあると思われる人から情報収集する方法 ②調査法：ニードのアセスメントの対象となる標的集団から、標本を抽出してデータを収集する方法 ③指標アプローチ：既存の報告や記録のうち利用できる統計から推論を行うものなどの方法がある。」（看護大事典）

養護教諭には、環境のアセスメント、児童・生徒の健康ニーズ等をアセスメントしてヘルスプロモーションの計画に生かし、職務遂行中に行動や意志決定の判断、健康問題の判断や医療選択の決断、仕事の優先順位を決定するために欠かせない専門性の高い能力・力量が求められる技術である。根拠となる学問に基づいて、総合的、系統的、科学的にデータを収集し、吟味し、解釈・分析するという一連の手順が必要である。また、P-D-Sサイクルのどの段階でもチェックをして、アセスメントの査定やモニターをすることで、軌道修正をすると同時に、指導の手がかりを得ることが出来る。年度末の反省まで、計画の実施状況が分からないというのではなく、個々の活動をアセスメントすることで、児童・生徒の努力の成果を把握し、さらなる向上に繋げる教育的な働きかけができる。

26. 組織活動 school health organization

キーワード：学校保健組織，校務分掌，連携，学校運営，学校保健運営，学校保健委員会，地域学校保健委員会

定義

学校保健における組織活動とは，児童・生徒の健康の保持増進にむけて，保健管理と保健教育を有機的に関連づけ，学校医・学校歯科医・学校薬剤師の協力の下，学校・家庭・地域社会の三者が互いに連携しながら活動することである。

解説

「組織」について社会学の領域の記述¹⁾をみると，「要求をもった人が集まり，共同の目標を確認してひとつの集団をつくりだすとき，集団成員に一定の地位と職務が与えられ，その地位と職務，さらに職務遂行の手段が，共同目標の達成に向けてなにほどこ秩序だったかたちで整序されているとき，その集団は組織となる」とある。

また，「共同目標の達成と成員要求の実現が統一されているとき，組織は民主的である」とされる。これらを学校に当てはめると，学校は教育のための組織であり，集団成員（全職員）によって学校教育の目標が共有され，教育計画にもとづき校務分掌を生かして教育実践を行っていると言える。

学校保健の目標である児童・生徒の健康の保持増進を実現するためには，児童・生徒の健康課題を把握して対策を検討し，教育の課題として位置づけて，教育の目標を達成するために活動するという組織的な取り組みが必要である。この過程で，学校・家庭・地域社会の連携が重要であり，養護教諭は「健康の保持増進」を中核として三者をコーディネートする役割を果たす。

定期健康診断を例にとってみると，実施にあたっては養護教諭をはじめ，学級担任，全教職員の協力が必要となり，さらに事後措置では各家庭，学校医，学校歯科医，学校薬剤師，地域の保健センターや医療機関等との連携や協力があつてこそ効果をあげることができる。

組織活動を十分生かしていくためには，次のような点に留意することが必要である。

- ①校務分掌組織との連携
- ②校内研修の充実
- ③保護者との連携
- ④地域社会・関係団体との連携
- ⑤学校保健委員会・地域学校保健委員会の活性化
- ⑥児童・生徒保健委員会の活性化

特に，⑤の重要性は言うまでもないことであるが，学校保健委員会を継続かつ発展的活動とするためには，活動の計画，実施についてしっかり評価していくことが必要である。近年では，一定地域内の幼稚園・小・中・高校が連携して地域学校保健委員会を組織し，健康問題の解決や健康づくりの推進に関して取り組むことも求められている。

また，⑥は児童・生徒の全体を代表する委員によって行われる協議機関であり，保健活動のすべてについて，そのあり方を決定し実施する。ここでは，健康問題の解決や自己の身体に関心を持ち，健康づくりの自主的な実践につなげることが求められる。

文献

- 1) 元島邦夫：社会組織，北川隆吉監修「現代社会学辞典」，436，有信堂高文社，1989
- 日本学校保健会：学校保健委員会マニュアル，55，2000
- 日本学校保健会：保健主事の手引き，66-67，1996
- 日本学校保健会：学校保健活動推進マニュアル，57-58，2003

27. 支援 support

キーワード：自立支援，特別支援学校，特別支援教育，障害者自立支援法，支援的人間関係，情緒的支援，道具的支援，情動的支援，評価的支援，ソーシャルサポート

定義

支援とは、人々の活動を援助しサポートすることであり、養護教諭として行う支援は、発育発達の見点から子どものニーズに応じて、自立、自己実現やQOLの向上を目指した活動を支え助けることをいう。

解説

1981年の国際障害者年に始まり、国連の障害者年 1983年以降の10年間にノーマライゼーションや人権の擁護という世界的な動きの中で、我々市民は障害者や弱者等と共に手を携えて生きていくパートナーとして、障害者が自立するのを支え共生する考え方が広がってきた。

すなわち、「人が人生において危機に遭遇したとき、個人を取り巻く周囲の人々との支援的人間関係が、その人を支える重要な存在となることが指摘されてきた。また、個人が持つ他者との直接的、間接的なつながりが、日常生活でのストレスや健康に及ぼす影響を緩和する作用をもつとされている。そのような作用をもつ人とのつながりが、ソーシャルサポートと呼ばれている。ハウスによると、支援には、①情緒的支援（共感・親しみを示すなど）、②道具的支援（直接的な世話や金銭貸与など）、③情動的支援（課題の克服に繋がる情報、手段・方法の提供など）、④評価的支援（当事者の自己評価をたすける適切な情報提供）の4種類の行動がある。支援の場や提供者としては、当事者を取り巻く家庭、親戚、友人、近隣・地域住民などの自然発生的支援、保健所、福祉事務所、通院・通所施設などの専門職から受ける公的支援、ボランティア団体、当事者グループなどからのインフォーマルな支援がある。」（看護大事典）

2006年6月公布の学校教育法の一部改正は、（重複）障害による困難を克服し自立を図るために盲・聾・養護学校の障害種別を超えた「特別支援学校／教育」とする「支援」の精神に基づいている。2005年の障害者自立支援法の成立は、社会福祉基礎構造改革という国全体の流れも障害の種別を問わない地域における生涯にわたる自立生活を支援するしくみの確立である。

教育界の教育方法についても指導型から学習支援型にパラダイムの転回が行われている。養護教諭は、保健室に悩みや相談を求めて訪れる児童・生徒に寄り添い、その子らしい解決や自立を促し、一人一人の子どものQOLを目指した支援をしている。

28. 連携 cooperation / coordination

キーワード：協力，協働，情報連携，行動連携，組織的，ネットワーク，コーディネート

定義

連携とは、多様な分野の個人や組織が、同じ目的に向かって、異なる立場でそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連絡を取り、協力し合っものごとを行うことである。

解説

連携とは、他の人や組織・関係機関に対応や仕事を依頼したり委任したりするのではなく、自分の担うべき役割をしっかりと果たしつつ、同じ目的を持つ人々や組織・関係機関と課題を共有し、その解決を図るための取り組みである。

2001年の「少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議」の報告では、問題行動への対応の基本的な考え方として、学校と関係機関との連携の必要性について述べているが、あえて、「情報連携」、「行動連携」という言葉を用い、「単なる情報の交換（情報連携）だけではなく、相互に連携して一体的な対応を行うこと（行動連携）」と、連絡や情報交換のみの連携ではなく、行動につなげていくことの重要性を強調している¹⁾。

児童・生徒の心身の健康についても、その問題・課題が多様化し、重複化・重症化して深刻さを増している現在、学校にはその対応にむけた多角的な機能が求められており、今までも増して、学校内外の関係者や関係諸機関との連携が必要とされている。

このような中で、養護教諭は校内の多様な職種（学級担任，学校三師，スクールカウンセラー，栄養教諭など）と連携し、情報を共有するとともに、それぞれの役割の特性が十分発揮できるようにコーディネートし、組織的に学校保健活動を展開していかなければならない。

また、児童・生徒は地域に生活する存在であり、健康に関する問題・課題は学校だけのこととして解決できるものではなく、家庭（保護者）はもとより地域社会との連携は必要不可欠である。さらに、問題・課題によっては専門機関からの支援やチームを組むなどして協働することも必要となる。「協働」とは、協力して働くこと（広辞苑）である。すなわち、立場の異なる主体（組織等）が、それぞれの価値や能力を理解し、尊重しつつ、対等なパートナーとしてともに力を合わせて課題に取り組むことである。そのため、養護教諭は、地域や専門機関と日常的に積極的なネットワークづくりに努め、それぞれの機能や特性を熟知したうえで、必要な時期（タイミング）に必要な対象（組織・機関・専門家）と適切な方法で連携し、目標達成に向けて統一的・組織的に取り組みを推進することが必要である。このように、学校外の連携においても、関係する組織・機関や専門家とのパイプ役として養護教諭の存在と役割は重要である。

なお、養護教諭が学校内外の連携を図っていく場合には、「学校から提起する情報については、児童・生徒の個人情報の保護などの情報管理について十分な配慮をすること」²⁾を忘れてはならない。

文献

- 1) 文部科学省：「少年の問題行動等に関する調査研究報告『心と行動のネットワーク』一心のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ一，2001
- 2) 徳山美智子：5 外部からの人材活用及び関係機関との連携，三木とみ子編集代表「三訂養護概説」，271，ぎょうせい，2005

29. コーディネート coordinate

キーワード：個人，組織，連絡・調整，調整能力，有機的，統合的，連携，協働

定 義

コーディネートとは，個人や組織等，異なる立場や役割の特性を引き出し，調和させ，それぞれが効果的に機能しつつ，目標に向かって全体の取り組みが有機的，統合的に行えるように連絡・調整を図ることである。このような連絡・調整役をコーディネーターという。

解 説

コーディネートとは，一般的に「物事を調整し，まとめること。調和を考えて全体を統一すること」（大辞林）である。

中央教育審議会の第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」では，これからの学校教育の在り方として，子ども達の社会性をはぐくむために，関係する機関との連携を積極的に図り，教育の場を広く考えて展開していくことであると述べている。

また，心身の健康問題など様々な教育課題の解決についても，すべての教職員が相互に協力しつつ一体となって取り組み，学校三師やスクールカウンセラー，教育相談員などそれぞれの分野における様々な専門家とも積極的に連携し，多角的に対処することの重要性を強調している。そのため，教職員や関係機関のそれぞれの役割や機能を十分発揮させ，組織間を効果的に関連づけて協働関係をつくる働き，すなわち，コーディネートする機能が重要となる。

保健体育審議会答申（1997年）では，養護教諭に求められる資質として「調整能力」が明記されている。学校保健活動の推進において，児童・生徒の心身の健康課題解決のために多様な職種が導入されている現在，校内の様々な組織の取組みを相互に有機的に関連させるとともに，学校外の関係者や地域保健・地域医療・福祉等々との連携や協働も必須のことであり，養護教諭や保健主事には，学校保健活動推進の要として連絡・調整を図る役割（コーディネーター）を担うことが期待されている。

また，ノーマライゼーションの進展により推進される特別支援教育における「特別支援教育コーディネーター」は，児童・生徒への適切な支援のために，関係する係や専門家，関係機関，NPO 組織等々のネットワークを構築し，連絡・調整する役割を担う者として位置づけられるが，そこにも養護教諭の専門性に加えコーディネート能力の発揮が期待されている。

一方，養護教諭が活動を推進する中で，児童・生徒の個別の問題への対応を集約・分析し，集団の課題に発展させて健康教育に活用したり，学校環境衛生活動や健康診断，健康観察等の保健管理の過程や結果を保健教育や他の保健管理，学校保健委員会に生かしたりするなど，個々の活動を単発のものではなく総合的に捉え，常に有機的に関連づけて取り組むことが大切である。これらのことが，養護教諭の専門性を生かすことであり，児童・生徒の健康課題解決に向けてより高い効果を生むことになる。

つまり，養護教諭は，日々の活動においてコーディネートする能力が必要であることを認識するとともに，意識的にコーディネートする能力の向上を図る必要がある。

文 献

1) 赤木光子：これからの養護教諭に求められる連携のあり方，日本養護教諭教育学会誌，7(1)，20，2004

30. 危機管理 risk management / crisis management

キーワード：リスクマネジメント，クライシスマネジメント，未然防止，予知・予測，再発防止，危機管理体制，心のケア，学校危機管理

定義

危機管理とは、事件や事故、災害等、危機的状況に対処するため、危機の予知・予測と未然防止から発生時の対応、事後の対応及び再発防止までを含めた一連の活動である。

解説

学校における危機管理は、「事前の危機管理（リスクマネジメント）」と「事後の危機管理（クライシスマネジメント）」の2側面からとらえることができる。

事前の危機管理は、事件・事故の未然防止を中心とした危機管理であり、早期に危機を予知・予測し、その危機を確実に除去することに重点が置かれる。事後の危機管理は、万が一事件・事故が発生した場合に適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること、さらにはその再発防止と通常生活の再開にむけた対策を講じることを中心とした危機管理である¹⁾。

学校は、児童・生徒が安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならないが、変貌する社会の中であって、生命や学校の組織を揺るがすような問題や事件・事故が多発している。そのような学校の危機に備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立・整備する必要がある。また、「学校危機管理」の発想は、単なる、事件・事故等のトラブル解決の手段のためのノウハウではなく、これからの学校教育がめざす人間形成に役立つ具体的な方法論となるように期待されている²⁾ ことなどから、全ての教職員が危機管理能力を高め、危機管理を組織的に展開することが必要である。

学校における危機は多種多様であるが、児童・生徒の心身の健康に関することが多いため、養護教諭は「学校の危機管理」の基本を理解し、危機管理の過程（事前の管理及び事後の管理）における養護教諭の役割を認識して活動を展開しなければならない。具体的な活動内容は保健室経営計画等において明示するとともに、経過や結果に対する評価・分析を行うことが大切であり、そのことが、教職員全体の危機意識の高揚や実効ある活動につながっていく。また、学校内外の関係者との連携を強化し、組織的な危機管理体制の整備に向けて働きかけをすることも重要である。さらに、災害発生後の児童・生徒の心のケアについては、学校内の心身の健康の専門的な職種として、養護教諭に課せられた責務が重大であることを自覚し、平常時から、児童・生徒と教職員との心のつながりの醸成に努めることや、心の健康教育の重要性に対する共通理解を図ること、「災害後の心のケア」を危機管理の一環として明確に位置づけること、専門家や専門機関との連携を日常化しておくこと等を念頭に置きながら活動を展開することが必要である³⁾。

学校の危機は、児童・生徒に関すること（自殺、いじめ、不登校、校内暴力、薬物乱用、性の逸脱行動、虐待、登下校中の誘拐、突然死、教育活動中の事故、負傷、食中毒、感染症等）、教職員に関すること（体罰、暴力事故、指導力不足、その他の不祥事）、その他のこと（自然災害、情報漏えい等）に分けられる。

文献

- 1) 文部科学省：学校の安全管理に関する取組み事例集，1，2003
- 2) 永岡順：学校の危機管理，8-9，東洋館出版社，1995
- 3) 徳山美智子：第8章 5. 養護教諭と危機管理，三木とみ子編集代表「三訂養護概説」，299-308，ぎょうせい，2005